

公益財団法人長尾自然環境財団 理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）の定款第42条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の開催

(開催)

第3条 理事会は、定款第35条の規定及び法令の定めるところにより、開催する。

- 2 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- 3 通常理事会は、事業年度毎に年2回開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 定款第35条第3項第3号の規定により、監事から理事長に理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第4条 理事会は、定款第36条の規定に基づき、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第4項第2号又は同条第4項第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

2 前項の規定により理事会を開催する場合には、理事及び監事の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、定款第37条の規定に基づき、理事会招集者とする。

(理事会の決議事項)

第8条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常務理事の選任・解任
- (2) 理事の職務権限に関する規程の制定、変更及び廃止
- (3) 評議員選定委員会設置及び運営規程の制定及び変更
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算等の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算等の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 多額の借財
- (9) 重要な使用人の選任及び解任
- (10) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (11) 経理規程の制定、変更及び廃止
- (12) 運用基盤強化資金管理規程の制定、変更及び廃止
- (13) 特定費用準備資金取扱規程の制定、変更及び廃止

- (14) 寄附金等取扱規程の制定、変更及び廃止
- (15) 情報公開規程の制定、変更及び廃止
- (16) 個人情報管理規程の制定、変更及び廃止
- (17) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、定款第38条の規定に基づき、定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、定款第39条の規定により、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第11条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、定款第40条の規定により、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、定款第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事録は、書面をもって作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 理事会に出席した理事、監事の氏名
- (4) 理事会の議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (6) その他法令で定められた事項

3 出席した理事長及び監事は、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(報告事項)

第13条 理事長及び常務理事は、定款第27条第3項の規定により、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければ

ならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

- 第14条 理事会の事務は、事務局がこれに当たる。

第5章 雑則

(改廃)

- 第15条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1. この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この変更規程は、平成28年4月11日より施行する。(平成28年4月11日理事会議決)